

5 初任者研修等に係る会計年度任用職員（非常勤講師）取扱要領

（趣 旨）

第1 この要領は、初任者研修実施要領（平成元年3月17日付け教指第281号教育長通知。以下「初任研要領」という。）第12第3項の規定に基づき、初任者研修に係る会計年度任用職員（非常勤講師）（以下「講師」という。）の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（任用手続）

第2 講師の任用手続は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）市町村立学校に任用する場合

ア 県教育委員会は、初任研要領第11第1項の表に掲げる基準に基づいて講師を任用し、市町村教育委員会の要請に応じ、当該教育委員会に派遣するものとする。

イ 市町村教育委員会は、派遣を受けた者を講師に併任し、初任者が所属する学校に勤務することを命ずるものとする。

（2）県立学校に任用する場合

県教育委員会は、初任研要領第11第1項の表に掲げる基準に基づいて講師を任用し、初任者配置校に勤務を命ずるものとする。

（派遣の取扱い）

第3 市町村教育委員会は、初任者研修実施要領第12第1項の規定により県教育委員会に講師の派遣要請をしようとするときは、様式第1号により行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の要請を受けたときは、適任と認める講師を選考して、当該市町村教育委員会に派遣するものとする。

3 県教育委員会と派遣を受ける市町村教育委員会は、様式第2号による協定を締結するものとする。

（任用期間）

第4 講師の任用期間は、県教育委員会により任用された日から当該任用された日の属する年度の3月31日までの間において県教育委員会の定める日までの期間とする。

（給与等）

第5 講師の給与は、次のとおりとする。

（1）講師の報酬、期末手当、勤勉手当、通勤手当に相当する費用弁償及び各種手当に相当する報酬は、別に定める。

（2）講師の報酬は、1月の勤務実績に基づき、翌月15日に支給するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日または休日にあたる場合は、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日とする。

（3）講師が職務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。この場合においては、行政職給料表の4級の職にある者に対して支給される旅費の額に相当する額を支給するものとする。

（勤務日）

第6 講師の勤務日は、次のとおりとする。

（1）拠点校方式を実施する小学校及び義務教育学校前期課程においては、学校の授業日における校外研修の補充に要する日数とし、年間15日以内で所属長が定める日とする。

（2）1人配置で単独校方式を実施する県立学校における指導教員等に係る補充の場合、年間勤務時間数は、405時間以内で勤務日は所属長が定める日とする。

（3）複数配置で単独校方式を実施する県立学校における指導教員等に係る補充の場合、年間勤務時間数は150時間以内で勤務日は所属長が定める日とする。

(勤務時間)

第7 講師の勤務時間は、1日7時間以内で所属長が定める時間とする。

2 講師には、時間外及び休日には勤務を命じないものとする。

(休暇)

第8 講師の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 休暇の取扱いについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例(平成31年岩手県条例第6号)の定めるところによる。

(服 務)

第9 講師の服務については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、職務の性質上これによりがたいものについては、この限りではない。

2 市町村教育委員会に派遣される講師の服務は、派遣を受けた市町村教育委員会の職員に関する法令に基づき、当該市町村教育委員会が監督する。

(分限及び懲戒)

第10 講師の分限及び懲戒については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、職務の性質上これによりがたいものについては、この限りではない。

2 市町村教育委員会に派遣される講師の分限及び懲戒は、市町村教育委員会の内申により県教育委員会の職員に関する法令の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(公務災害補償)

第11 県立学校に勤務する講師の公務災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用される。

2 市町村立学校に勤務する講師の公務災害補償については、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月22日条例第35号)の定めるところによる。

(費用負担)

第12 市町村教育委員会に派遣される講師に係る報酬及び費用弁償は、県が負担し、支給する。

(補 則)

第13 この要領により難い事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。